



IoT 設備投資の チャンスです

コネクテッド・インダストリーズ税制 [IoT税制] CONNECTED INDUSTRIES

一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、
生産性を向上させる取組について、
それに必要となるシステムや、センサー・ロボット等の導入に対して、

特別償却30% 又は 税額控除3%
(賃上げを伴う場合は5%)を適用可能。

適用期間

2018.6.6.Wed – 2021.3.31.Wed

■ 対象となる事業

例) 公共データや顧客・取引先等のデータを利活用する場合
センサーデータ等を新たに利活用する場合
事業所・支店間やグループ内企業間等でデータを利活用する場合

■ 対象設備の例

データ収集機器(センサー等)、データ分析により自動化するロボット・
工作機械、データ連携・分析に必要なシステム
(サーバ、AI、ソフトウェア等)、サイバーセキュリティ対策製品 等

本税制は業種・資本金規模を問わず幅広く適用できます

コネクテッド・インダストリーズ税制 利用までの流れ



1 事業計画（申請書）の策定

※申請前に最寄の総合通信局又は経済産業局へ事前相談

[計画に記載する主な事項]

- ① データ連携・利活用の方法
- ② セキュリティ対策
- ③ 生産性向上目標
- ④ 取得予定設備（最長5年間の計画における合計金額が5,000万円以上）

詳しくはこちら ▶ [コネイン税制](#) [検索](#)



2 担当省庁による認定

※申請時に情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）等のサインが必要



3 設備等の取得

※計画の認定後に設備等を取得し、期間内に事業の用に供する



4 税務申告

※定期的に事業計画の履行状況報告が必要

申請に関するお問い合わせ先



総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

■ 北海道総合通信局 情報通信連携推進課	011-709-2311
■ 東北総合通信局 情報通信連携推進課	022-221-0609
■ 関東総合通信局 情報通信連携推進課	03-6238-1681
■ 信越総合通信局 情報通信振興室	026-234-9974
■ 東海総合通信局 情報通信連携推進課	052-971-9316
■ 北陸総合通信局 情報通信振興室	076-233-4431
■ 近畿総合通信局 情報通信連携推進課	06-6942-8546
■ 中国総合通信局 情報通信連携推進課	082-222-3471
■ 四国総合通信局 情報通信振興課	089-936-5061
■ 九州総合通信局 情報通信連携推進課	096-326-7803
■ 沖縄総合通信事務所 情報通信課	098-865-2304

■ 北海道経済産業局 情報・サービス政策課	011-700-2253
■ 東北経済産業局 製造産業課情報政策室	022-221-4895
■ 関東経済産業局 地域経済部次世代・情報産業課	048-600-0284
■ 中部経済産業局 次世代産業課情報政策室	052-951-0570
■ 近畿経済産業局 次世代産業・情報政策課	06-6966-6008
■ 中国経済産業局 地域経済課	082-224-5630
■ 四国経済産業局 地域経済課	087-811-8513
■ 九州経済産業局 情報政策課	092-482-5440
■ 沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課	098-866-1730

総務省HP

http://www.soumu.go.jp/ict_seisan/index.html



経済産業省HP

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/iot-zeisei/iot-zeisei.html

